



倫理委員会 ニュースレター

情報発信 第13号

研究倫理：研究倫理教育 ー受講の責任と課題ー

吉村 弥須子（倫理委員会）

これまで倫理委員会のニュースレターでは、第1号：研究者としての倫理的責任、第7号：誠実な研究活動を行うために心得ておきたいことなど、研究を行う上での倫理的な基本姿勢、不正行為等について述べてきました。従来、研究活動における不正行為への対応は、個人の責任に委ねられている側面が強かったです。しかし不正行為の事案が後を絶たず、文部科学省は「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」¹⁾において、大学等の研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わることに、対応を強化しました。

今回は、不正行為の事前防止のための「研究倫理教育」について取り上げます。



ガザニア（勲章菊）
「あなたを誇りに思う」

ガイドラインでは、「不正行為の事前防止のための取組」について以下があげられています。

【不正行為を抑止する環境整備】

1. 研究倫理教育の実施による研究者倫理の向上

- 研究機関：「研究倫理教育責任者」の配置など必要な体制整備を図り、広く研究活動にかかわる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施する
 - 大学：学生の研究者倫理に関する規範意識を徹底していくため、学生に対する研究倫理教育の実施を推進する
 - 配分機関*：所管する競争的資金等の配分により行われる研究活動に参画する全ての研究者に研究倫理教育に関するプログラムを履修させ、研究倫理教育責任者の知識・能力の向上のための支援その他の研究倫理教育の普及・定着や高度化に関する取組を実施する
- *配分機関とは、研究機関に対して競争的資金等の配分をする機関（文部科学省、文部科学省が所管する行政法人）

2. 大学等の研究機関における一定期間の研究データの保存・開示

【不正事案の一覧化公開】

- 不正行為が行われたと確認された事案について、文部科学省にて一覧化し、公開

研究機関においては、研究倫理教育責任者の設置などの必要な体制整備を図り、研究活動に関わる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施することにより研究者倫理に関する知識を定着、更新させることが求められています。

大学においては、研究者のみならず、学生の研究者倫理に関する規範意識を徹底していくため、各大学の教育研究上の目的及び専攻分野の特性に応じて、学生に対する研究倫理教育の実施を推進していくことが求められています。具体的には、大学院生に対しては、専攻分野の特性に応じて、研究者倫理に関する知識及び技術を身に付けられるよう、教育課程内外を問わず、適切な機会を設けていくこと、また、学部段階からも、専攻分野の特性に応じて、学生が研究者倫理に関する基礎的素養を修得できるよう、研究倫理教育を受けることができるように配慮することが求められています。

配分機関においては、所管する競争的資金等の配分により行われる研究活動に参画する全ての研究者に研究倫理教育に関するプログラムを履修させ、例えば履修証明などを提出させることで研究倫理教育の受講を確実に確認していくこと、研究倫理教育責任者の知識・能力の向上のための支援その他の研究倫理教育の普及・定着や高度化に関する取組が求められています¹⁾。例えば、科学研究費助成事業のような競争的資金等の配分により行われる研究活動に参画する研究代表者や研究分担者は、必ず研究倫理教育プログラムを受講しなければ申請することができません。

「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 ガイダンス」²⁾では、教育・研修の形態としては、研究機関内で開催される研修会や学会等を含む他の機関で開催される研修会の受講、e-learningなどがあげられています。また教育・研修の内容は、受講者全てに画一的なものとする必要はなく、その業務内容に応じた適切なものとするのが望ましいとされています。2021年度の研究倫理教育等に関する実態調査³⁾によると、研究機関における研究者に対する研究倫理教育の頻度は、毎年度が58.5%、3年に1回以上が15.8%、5年に1回以上が14.8%でした。研究者の研究倫理教育の受講方法は、eラーニング JSPS:eL CoRE⁴⁾ (52.6%)、APRIN:eAPRIN⁵⁾ (34.2%)、セミナー・ワークショップ (46.4%)、教材通読 (科学の健全な発展のために)⁶⁾ (38.6%)等が多く実施されていました。

日本クリティカルケア看護学会においても、学会員の研究を推進することを目的に研究費助成が行われています。この申請資格要件には、「研究代表者および研究分担者全員が、いずれかの施設で倫理講習を受講している。」⁷⁾と記されています。研究活動に関わる者は社会からの信頼と負託によって成り立っているという責任を自覚し、誠実な研究姿勢で取り組む必要があると言えるでしょう。

一方、看護研究における研究倫理教育は、不正行為の防止を目的としたものというよりは、看護研究を行うにあたり倫理的配慮で留意することや研究倫理審査の基準等について学ぶ機会となっていることが多いと思います。しかしこのような研究倫理教育も、十分行われているとは言えない状況があると思います。日本看護倫理学会学術集会以で行われた交流集会の報告によると⁸⁾、看護研究者や研究支援者などが研究倫理に関して疑問や悩みを抱え、それらを解決するために相談する場所や学習をする機会を望んでいること、また現存の看護研究倫理教育では、それらの問題が解決できていないと述べられています。

研究倫理教育は、研究対象者の尊厳や人権の尊重、研究活動の公正性の確保のためにも、個人の責任と組織としての責任体制の確立により実施していくことが重要であると考えます。

【文献】

- 1) 文部科学省、研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン (平成26年8月26日)
https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/_icsFiles/afieldfile/2014/08/26/1351568_02_1.pdf
- 2) 人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 ガイダンス、令和3年4月16日 (令和5年4月17日一部改訂) <https://www.mhlw.go.jp/content/001087864.pdf>
- 3) 公益財団法人未来工学研究所、令和2年度文部科学省委託報告書 我が国の研究倫理教育等に関する実態調査・分析業務 (令和3年3月)
https://www.mext.go.jp/content/20210524_mxt_kiban02_000015039_2.pdf
- 4) 日本学術振興会、研究倫理教育教材 <https://www.jsps.go.jp/j-kousei/rinri.html>
- 5) 一般財団法人公正研究推進協会、eAPRINについて <https://www.aprin.or.jp/>
- 6) 日本学術振興会、「科学の健全な発展のために」編集委員会、【テキスト版】科学の健全な発展のためにー誠実な科学者の心得ー <https://www.jsps.go.jp/file/storage/general/j-kousei/data/rinri.pdf>
- 7) 研究費助成 | 一般社団法人日本クリティカルケア看護学会 <https://www.jaccn.jp/sshship/index.html>
- 8) 有江文栄, 桂川純子, 佐伯恭子, 大西香代子(2017). 看護研究倫理の課題 研究倫理教育に焦点を当てて, 日本看護倫理学会誌; 9(1), 45-52.

(発行日: 2023年5月24日)